

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年6月27日付け令5周健第464号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年6月21日付けで、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「周南地区メディカルコントロール協議会で決めた救急救命士に特定行為の指示を出せる、病院と医師の氏名が書かれた書類、又は、保健所長が知っているはずなので、知っている事を書類にして開示してほしい」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和5年6月27日付けで、本件請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

（省略）

2 審査請求の理由

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 対象公文書の存否について

本件請求は、周南地域メディカルコントロール協議会で決めた救急救命士に特定行為

の指示を出せる病院と医師の氏名が書かれた文書の開示を求め、さらにこのことは保健所長が知っているはずであるから、当該知っていることを文書にして開示することを求めるものである。

はじめに、条例上の公文書の定義については、条例第2条第2項において、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

そして、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味することとされている。

これらの定義及び趣旨を踏まえて、本件対象公文書の存否について以下のとおり検証する。

(1) 山口県のメディカルコントロール体制

まずメディカルコントロールとは、県ホームページによると、救急業務の高度化や救急救命士・救急隊員が行う救命処置の質の向上のために、医学的観点から救急の質を保障することとされ、またメディカルコントロール協議会は、このメディカルコントロールの体制の中心的役割を果たすものであり、医療機関（医師会）、消防機関、県の三者で構成され、メディカルコントロールに関する事項について、協議・調整・決定を行っているとされている。

そして、本県のメディカルコントロール協議会は2種類の協議会が存在し、1つ目は、市町において実施する救急業務について、メディカルコントロール体制の構築を核とした医療機関と消防機関の連携に関する全県的な協議・調整を行うために設置されている「県メディカルコントロール協議会」（以下「県MC」という。）があり、さらに2つ目として、各地域のメディカルコントロールに関する事項について、地域の実情に応じた協議・調整を行うために設置されている「地域メディカルコントロール協議会」（以下「地域MC」という。）があり、その役割は、救命士や救急隊員に対する指示・助言体制の調整や、救急活動の事後検証に必要な措置に関する調整等とされている。

さらに、この地域MCは、県MCが各地域の中核的な救急医療機関である救命救急センターを中心として担当範囲の区域割りを調整の上で、本県においては5つの地域で設置され、本件請求に係る「周南地区メディカルコントロール協議会」（なお、正しくは「周南地域メディカルコントロール協議会」）は、そのうちのひとつであることが認められる。

(2) 周南地域メディカルコントロール協議会の構成及び協議事項

周南地域メディカルコントロール協議会（以下「周南MC」という。）の構成及び協議事項について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、同MCの設置について定めている「周南地域メディカルコントロール協議会設置要綱」（以下「要綱」という。）の別紙委員名簿には、周南地域内の各消防本部（周南市消防本部、

下松市消防本部、光地区消防組合消防本部）、各医療機関、各医師会の関係者のほか、周南健康福祉センター等の県関係者が記載されており、このうち周南健康福祉センターについては所長の職名の者が記載されていることが認められ、同センター所長は同地区の環境保健所長でもあることから、請求人が主張するとおり、同地区の保健所長が周南MCに参加していることは明らかである。

一方で、要綱第4条で規定されている同MCの協議事項では「救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること」等の8つの項目が具体的に掲げられているが、審査請求人が主張するような救急救命士に特定行為の指示を出せる病院と医師を決定することを義務付けるような規定は認められなかった。

(3) 特定行為の指示に関する契約

特定行為とは、救急救命士法第44条第1項において「救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。」と規定されている救急救命処置のことであり、第4の実施機関の説明では、消防庁通知に基づき、救急救命士に対する特定行為の指示を依頼するために周南地域の各消防本部と救急医療機関との間で契約を締結しているとのことであるが、以下の点により、実施機関の説明のとおり、救急医療機関と契約を締結しているのは周南地域の各消防本部であり、救急医療機関や医師の決定を周南MCが行っていないことは明らかであることが認められる。

ア 当該消防庁通知を確認したところ、救急救命士は、特定行為を実施するに当たっては、具体的な指示を医師から受けることとされており、さらに救急救命士に対する指示体制の構築においては、各消防本部と救急医療機関との間で契約を締結すること等により常時かつ迅速な指示が行われることを確保するよう努めることとされている。

イ 周南市ホームページで公表されている本件の審査請求と同種の案件に関するものと認められる周南市情報公開・個人情報保護審査会答申(令和5年10月13日付け周情個審第3号)の4(2)ウの同審査会の判断の部分で以下のとおり示されている。

- ・ 周南市消防本部においては、救急救命士が実施する救急業務に係る救急救命処置に関する具体的な指示及び事後検証について、「救急救命措置の指示等に関する契約書」を3医療機関と締結していることを確認した。
- ・ 契約の相手方は、心配停止等の重篤な傷病者の対応が可能な二次救急医療機関及び三次救急医療機関の中から病院の形態及び地域性を考慮し選定することとされており、選定に当たり周南MCの関与は認められなかった。

なお、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、周南地域における周南市消防本部以外の2つの消防本部についても、周南市消防本部と同様に救急医療機関と契約を締結しているとのことである。

(4) 本件処分の妥当性

上記を踏まえると、本件対象公文書は作成・取得しておらず存在しないとする実施

機関の説明には何ら不自然な点や不合理な点は認められないことから、実施機関が行った本件処分は妥当である。

また、審査請求人は、本件請求において、周南MCで決めた救急救命士に特定行為の指示を出せる病院と医師の氏名に関することについて、保健所長が知っている事を書類にして開示してほしい旨の請求をしているが、条例はあくまで実施機関が保有している公文書についての開示を義務付けているものであり、特定の公文書の作成を義務付けているものではない。

2 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和6年 7月19日	事案の審議を行った。
令和6年10月29日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年10月29日現在)